

高槻市国土強靱化実施計画

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
- 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
- 1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
- 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
- 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
- 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
- 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
- 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
- 2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 3-1 市の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下

目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下
- 4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
- 4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
- 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
- 5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や、都市ガス供給、石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
- 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
- 5-4 陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
- 6-2 被災者支援の遅れや、災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
- 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
- 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
- 6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
- 6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

リスクシナリオ	事業番号	担当室・課	事業名称	取組内容	現状（令和6年度末時点）	目標(R7～R12年度)	R7年度 実施予定内容
1-1	①	危機管理室 文化財課 エネルギーセンター 農林緑政課 斎園課	市有建築物の耐震化	○地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民や利用者の安全の確保や、災害時の応急・復旧業務の継続性を確保するため、耐震化対策を実施する。 （住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等） ○対象施設のうち、未着手施設の方向性を決定し、事業を実施する。	○耐震化率95％（169/177施設） ※移転・建替等含む ○未着手施設の現状 ・エネルギーセンター分室 施設整備基本計画の検討 ・公園墓地管理棟 建替に向け地質調査や設計業務等を実施 ・埋蔵文化財調査センター 耐震補強について検討を実施 ・二料山荘 将来的なあり方を含めて検討を実施	○耐震化率98％（173/177施設） ※移転・建替等含む ○未着手施設 ・エネルギーセンター分室 施設整備基本計画の検討及び策定 ・公園墓地管理棟 令和7年度 新築工事 令和8年度 現在の管理棟の解体工事を実施 ・埋蔵文化財調査センター 耐震化を実施 ・二料山荘 将来的なあり方を含めて検討を実施	○未着手施設の検討 ・エネルギーセンター分室 将来的なし尿・浄化槽汚泥処理施設のあり方の研究 ・公園墓地管理棟 公園墓地管理棟の新築工事を実施 ・埋蔵文化財調査センター 実施設計 ・二料山荘 将来的なあり方を含めて検討を実施

リスクシナリオ	事業番号	担当室・課	事業名称	取組内容	現状（令和6年度末時点）	目標（R7～R12年度）	R7年度 実施予定内容
1-1	②	危機管理室	市民の防災意識の向上	○市民一人ひとりや、市民団体、企業、教育機関、医療機関、ボランティア団体など、防災に係るステークホルダー（関係団体）が、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市を始め、防災関係機関との連携を図るとともに、それぞれが主体的に行動できるよう出前講座の実施や、市民避難訓練、防災講演会、シンポジウムを継続的に開催し、防災意識の向上を図る。	○出前講座、防災講演会、シンポジウム、地域防災総合訓練、市民避難訓練等の実施	○出前講座の実施（随時） ○防災講演会（毎年度） ○地域防災総合訓練（隔年） ○市民避難訓練（南西、北東、南東、北西） ○市全域大防災訓練（令和10年度） ○防災シンポジウムの実施（令和11年度）	○市民避難訓練(南西地域)の実施 ○防災講演会の実施 ○出前講座の実施
1-1	③	危機管理室	市民防災組織の育成	○各地区の防災活動のサポートやその活動を担う人材の育成など、市と協働して取り組む市民防災協議会を支援する。また、各地区の防災活動の活性化に向け、防災リーダーを育成する防災指導員講習を実施や、市民防災組織（地区防災会・自主防災会）の活動を支援する。	○市民防災協議会の活動を支援 ○市民防災組織の活動を支援 ○高槻自主防災組織連絡会の活動を支援 ○防災指導員育成事業を実施し、防災リーダーを育成	○市民防災協議会の活動を支援 ○市民防災組織の活動を支援 ○市民防災協議会主催による各地区の防災ワークショップ実施を支援し、コミュニティタイムラインを策定 ○高槻自主防災組織連絡会の活動を支援 ○市民防災協議会と協働で防災リーダーを育成	○市民防災協議会の活動を支援 ○市民防災組織の活動を支援 ○市民防災協議会主催による各地区の防災ワークショップ実施を支援し、コミュニティタイムラインを策定 ○高槻自主防災組織連絡会の訓練実施を支援 ○市民防災協議会と協働で防災リーダーを育成
1-1	④	危機管理室 審査指導課	液状化マップの周知・啓発	○大阪府が平成26年度に府域の液状化可能性マップを公表し、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に府民相談窓口を設置されていることから、地震発生時に液状化による地盤被害を軽減するため、本市では民間住宅や建物所有者等に液状化対策の重要性を理解してもらい、取組が進められるよう、大阪府及び関係団体等と連携を図りながら普及啓発を進める。	○大阪府及び関係団体等との連携や液状化対策の普及啓発を実施	○大阪府及び関係団体等との連携や液状化対策の普及啓発を実施	○大阪府及び関係団体等との連携や液状化対策の普及啓発を実施
1-1	⑤	アセットマネジメント推進室	市有建築物のブロック塀撤去の促進（学校施設除く）	○地震発生時に、市有建築物のブロック塀の倒壊を防止し、市民や道路等利用者の安全を守るため、危険なブロック塀等の撤去促進に取り組む。（住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等）	○倒壊した場合に危険性が高い（高さ80cm以上）ブロック塀のうち、撤去可能なものは全て撤去完了（96.8%） 倒壊しても危険性が低い（高さ80cm未満）ブロック塀の撤去率 11.9%(見込み)	○倒壊しても危険性が低いブロック塀の撤去を概ね完了	○倒壊しても危険性が低い（高さ80cm未満）ブロック塀の撤去を促進
1-1	⑥	地域共生社会推進室	「避難行動要支援者」支援の充実	○災害発生時に、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等の支援を円滑に行うことができるよう、地域が実施する共助の取組を支援するとともに、福祉サービス事業者等との連携・協力体制の充実も図りながら、個別避難計画の作成を進めるなど、地域における支援体制の整備を一層推進する。	○「避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）」の提供を進め、地域における支援体制の構築を推進 ○防災ワークショップ等を通じて「個別避難計画」を作成	○「避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）」の提供を進めるなど、引き続き、支援体制の構築を推進 ○要援護者支援システムを再構築 ○防災ワークショップなど各地区における防災活動にあわせて、「個別避難計画」の作成を推進	○「避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）」の提供を進めるなど、支援体制の構築を推進 ○要援護者支援システムを再構築 ○防災ワークショップの開催とあわせて、「個別避難計画」の作成を推進
1-1	⑦	福祉指導課 障がい福祉課 長寿介護課 子育て総合支援センター	社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	○障がい児者や高齢者が利用する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等施設整備費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用し、耐震化等の防災・減災対策を推進する。	○対象施設に各種補助制度を案内し、耐震化等の防災・減災対策を促進 ＜令和6年度補助金交付決定状況＞ 社会福祉施設等施設整備費補助金 2件 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 3件	○各種補助制度等を活用し、防災・減災対策を促進	○各種補助制度等の活用や、防災・減災対策の促進を継続 ＜令和7年度補助金受付予定件数＞ 社会福祉施設等施設整備費補助金 3件 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 13件
1-1	⑧	保育幼稚園指導課	民間保育所等整備等補助事業	○就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、老朽化した認定こども園等の建替えにより、施設の耐震化等の防災・減災対策を推進する。	○就学前教育・保育施設整備交付金を活用して事業を実施	○就学前教育・保育施設整備交付金を活用して事業を実施	○就学前教育・保育施設整備交付金を活用して、老朽化施設の大規模修繕に対して事業を実施
1-1	⑨	審査指導課	民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進	○地震被害から市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準の住宅・建築物の耐震補助制度の普及・啓発活動を行い、建築物の耐震化を促進する。 ○道路利用者等の安全確保を目的として、道路等に面する危険なブロック塀等の撤去促進に取り組む。 ○旧耐震基準の住宅・建築物に対して、耐震診断、耐震設計・耐震改修工事、除却工事等の費用の一部の補助を行う。 ○戸別訪問、ダイレクトメール及び講演会等により耐震化の必要性和補助制度の周知啓発活動を実施する。 ○ブロック塀等撤去工事にかかる費用の一部補助及び制度の周知啓発を実施する。 （住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等）	○民間住宅・建築物の耐震化率（R2年時点） ・住宅 88.6% ・特定既存耐震不適格建築物 89.2% ○ブロック塀撤去 ・窓口でのチラシ配布、ホームページ及び広報誌等によるブロック塀等撤去工事補助制度の周知と利用促進	○民間住宅・建築物の耐震化率 ・住宅 おおむね解消 ・特定既存耐震不適格建築物 おおむね解消 ○ブロック塀撤去 ・ブロック塀等所有者への更なる意識啓発及び補助制度の利用促進	○旧耐震基準の住宅・建築物に対して、耐震診断、耐震設計・耐震改修工事、除却工事等の費用の一部の補助を実施 ○ダイレクトメール及び自治会へのチラシ等回覧依頼、個別相談会等により耐震化の必要性和補助制度の周知啓発活動を実施 ○分譲マンション耐震化フォーラムを他市と共催 ○ブロック塀等撤去工事にかかる費用の一部の補助を実施 ○小学校幹線通学路沿道のブロック塀所有者に対し戸別訪問を行い、意識啓発を実施
1-1	⑩	審査指導課	被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備	○地震により建築物や宅地等が被災した場合、余震等による被災建築物等の倒壊、建築物の一部落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保や被害の軽減を図る。	○市職員における登録者数 ・被災建築物応急危険度判定士：65人 ・コーディネーター：19人 ・被災宅地危険度判定士：40人	○市職員における登録者数 ・被災建築物応急危険度判定士：71人 ・コーディネーター：25人 ・被災宅地危険度判定士：46人	○市職員における新規登録者数 ・被災建築物応急危険度判定士：1人 ・コーディネーター：1人 ・被災宅地危険度判定士：1人
1-1	⑪	審査指導課	地震ハザードマップの周知・啓発	○大規模地震発生時に起こりうる建物倒壊等の危険性について、住民が正確な知識・情報を持ち、建物の耐震化率の向上につなげるため、高槻市地震ハザードマップの普及啓発に取り組む。	○高槻市地震ハザードマップを窓口及び防災訓練や講演会等で配布	○高槻市地震ハザードマップを窓口及び防災訓練や講演会等で配布	○高槻市地震ハザードマップを窓口及び防災訓練や講演会等で配布

リスクシナリオ	事業番号	担当室・課	事業名称	取組内容	現状（令和6年度末時点）	目標（R7～R12年度）	R7年度 実施予定内容
1-1	⑫	審査指導課	大規模盛土造成地マップの高度化	○大規模地震などに備え、市民に大規模盛土造成地が身近にあることを知ってもらうとともに、日頃から防災意識を持って宅地の状況に目を配り、災害の防止や被害の軽減につなげる。 ○現地踏査、優先度評価による第二次スクリーニング計画に基づき、経過観察等の実施について検討する。	○高槻市大規模盛土造成地マップの周知 ○令和5年12月6日に国土交通省が公表した「大規模盛土造成地の経過観察マニュアル」に基づく経過観察の検討及び実施	○高槻市大規模盛土造成地マップの周知 ○令和5年12月6日に国土交通省が公表した「大規模盛土造成地の経過観察マニュアル」に基づく経過観察の実施 ○「大規模盛土造成地の経過観察マニュアル」に基づく経過観察結果を踏まえた第二次スクリーニングについての検討	○高槻市大規模盛土造成地マップの周知 ○令和5年12月6日に国土交通省が公表した「大規模盛土造成地の経過観察マニュアル」に基づく経過観察の実施
1-1	⑬	審査指導課	沿道建築物耐震化事業	○災害時の物資輸送の観点から道路機能を確保するため、緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断義務化路線を指定し、沿道建築物の耐震化を促進する。 ○耐震診断を義務化した建築物に対して、耐震診断の費用を補助する。また、耐震改修設計・改修工事については、国や府と連携を図り支援を行う。（住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等）	○沿道建築物の耐震診断：83%（5/6棟） ○沿道建築物の耐震化率：16%（1/6棟）	○沿道建築物の耐震診断：100% ○沿道建築物の耐震化率：100%	○耐震診断を義務化した建築物のうち、耐震診断未実施の所有者に対して文書の通知を実施 ○未改修の建築物の所有者に対して、進捗状況のヒアリングを実施
1-1	⑭	住宅課	市営住宅の耐震化	○旧耐震基準により建設された住棟が多数を占める市営富寿栄住宅について、「高槻市営住宅長寿命化計画」及び「高槻市地域住宅等重点整備計画」に基づき早急な建て替えを実施し、耐震性を確保し、市営住宅の耐震化率向上を図る。	○市営住宅の耐震化率45% ○富寿栄住宅PFI建て替え事業（2期住棟建設、工事監理等）	○市営住宅の耐震化率100%	○市営住宅の耐震化率100% ○富寿栄住宅PFI建て替え事業（2期住棟建設、2次移転支援、3工区解体、工事監理等）
1-1	⑮	住宅課	空家等対策計画	○適切に管理されていない空家の改善を図り、市民の安全・安心の確保に努めるとともに、健全な空家については地域の有効な資産と捉えて、流通や利活用を促進する。	○賃貸・売却用等以外の「その他空き家数」7,150戸（令和5年 住宅・土地統計調査）	○所有者等による空家の適切な管理の促進 ・空家の適切な管理の啓発 ・空家の管理に関するセミナーの開催 ・空家見守り業務の普及・促進 ・適切に管理されていない空家の所有者等に対する指導など ○空家の利活用の促進や良質なストックの形成 ・マイホーム借上げ制度の普及・促進 ・空家相談員制度の運用 ・樫田地区空き家情報バンク制度の活用 ・財産管理制度の活用など	○所有者等による空家の適切な管理の促進 ・空家の適切な管理の啓発 ・空家の管理に関するセミナーの開催 ・空家見守り業務の普及・促進 ・適切に管理されていない空家の所有者等に対する指導など ○空家の利活用の促進や良質なストックの形成 ・マイホーム借上げ制度の普及・促進 ・空家相談員制度の運用 ・樫田地区空き家情報バンク制度の活用 ・財産管理制度の活用 ・次期高槻市空家等対策計画の策定など
1-1	⑯	公園課	公園の適正な維持管理	○災害発生時に防災拠点や、避難地として公園を安全・確実に活用できるよう、公園の各種施設について適切な維持管理を図る。	○避難地として位置付けられた公園について定期的な施設点検を実施し、適切な維持管理を図る	○施設点検による適切な維持管理の実施 ○「公園施設長寿命化対策支援事業」において、「高槻市公園施設長寿命化計画（2020年～2029年）」に基づき、公園施設を更新	○遊戯施設等の点検を実施し、適切に維持管理を実施
1-1	⑰	学校安全課	学校施設の安全対策	○地震等の災害時に児童生徒の安全確保と学校施設の被害を軽減するため、安全対策を推進する。	○個別施設計画等及び各種点検に基づく安全対策（長寿命化対策、防災機能強化等）の実施	○個別施設計画等及び各種点検に基づく安全対策（長寿命化対策、防災機能強化等）の実施	○個別施設計画等及び各種点検に基づく安全対策（長寿命化対策、防災機能強化等）の実施
1-1	⑱	学校安全課	学校における安全教育の充実	○児童生徒の安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助・共助・公助の視点を取り入れながら、学校教育活動全体を通じて、実践的な安全教育に取り組む。	○様々な危機事象を想定した避難訓練や「たかつき安全NOTE」等の活用等により、児童生徒に対する実践的な安全教育を実施	○毎年避難訓練を実施 小学校実施率 100% 中学校実施率 100% ○「たかつき安全NOTE」及び校区安全マップの活用	○様々な危機事象を想定した避難訓練を実施 ○「たかつき安全NOTE」等の活用等により、児童生徒に対する実践的な安全教育を実施
1-1	⑲	消防総務課	市町村消防の広域化	○大規模自然災害発生時の対応については、隣接消防相互応援協定や大阪府下広域消防相互応援協定のほか、緊急消防援助隊の応援体制が整備され、迅速な対応が可能であるため、被災時に応援隊が円滑に活動できる受援体制や応援体制の更なる強化に向け検討を進める。	○大規模自然災害発生時における隣接消防相互応援協定や大阪府下広域消防相互応援協定のほか、緊急消防援助隊の応援体制・受援体制を整備	○隣接市町の動向を注視しながら応援体制や受援体制について、更なる検討の実施	○隣接市町及び府下の情勢について、情報収集を実施
1-1	⑳	警防課	消防団の活動強化	○消防団を中核とした地域防災力の強化に向け、訓練施設や大規模自然災害に対応する資機材を整備するほか、地域の防災指導等を円滑かつ効果的に行うことができるよう支援し、消防団の安定した活動を確保する。 ○地域が整備した消防団施設等の老朽化に対応するため、更新整備費用の一部を補助する。 ○「消防団の装備の基準」に基づき装備の充実を図る。 ○地域防災の中心的役割を果たす消防団員を確保するため、加入促進施策を継続し、消防団活動のPRを展開する。	○現場外套一式の貸与（5年更新計画の3年目） ○消防団拠点施設の整備 ○青年部の発足	○引き続き、各種訓練や研修等を実施 ○現場外套一式の貸与 ○消防団員用活動服の更新 ○大規模災害に備え災害対応能力の向上を図る	○消防団拠点施設を活用し、各種訓練や研修等を実施 ○現場外套一式の貸与 ○消防団員用活動服の更新 ○ガンタイプノズルの導入
1-1	㉑	救急課	救急救命士の養成・能力向上	○毎年、3名の救急救命士の養成を行う。 ○養成した救急救命士は気管挿管が出来るよう病院へ実習派遣を行い、救急救命士が行う全ての特定行為が実施可能な認定救急救命士を養成する。	○常備救急車には、認定救急救命士が最低1名乗車 ○認定救急救命士数101名	○毎年、3名の救急救命士の養成 ○認定救急救命士の更なる養成	○救急救命士の養成8名 ○認定救急救命士の養成4名
1-2	㉒	危機管理室	防災拠点の整備と広域避難地等の確保	○災害時における消防や警察、自衛隊、医療関係、ボランティア活動等の人的応援や食料等の救援物資の受援、救援拠点となる防災拠点や、地震時等における火災の延焼拡大から住民の安全を確保するための広域避難地等の確保が図れるよう状況に合わせて柔軟に対応できる公園整備等を検討する。	○防災拠点8か所 ○広域避難地16か所（準広域避難地含む）	○防災拠点の運用・見直し ○公園整備等に合わせた広域避難地の指定検討	○公園整備等に合わせた広域避難地の指定検討

リスクシナリオ	事業番号	担当室・課	事業名称	取組内容	現状（令和6年度末時点）	目標(R7～R12年度)	R7年度 実施予定内容
1-2	②	危機管理室 道路課	緊急交通路等の確保	○災害発生時における救助、救急、消火、医療の諸活動及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施できるよう緊急交通路等を確保する。	○広域緊急交通路 ・名神高速道路/新名神高速道路 ・国道171号/国道170号 ・府道大阪高槻京都線/府道伏見柳谷高槻線 ○地域緊急交通路 ・25路線（府道7路線、市道18路線）	○緊急交通路の指定・変更 ・府道萩谷西五百住線の指定区間追加検討（地域緊急交通路）	○緊急交通路の指定区間追加検討 ・府道萩谷西五百住線の拡幅事業に合わせ、大阪府と協議を実施
1-2	③	危機管理室 警防課	大規模火災(林野火災)時の体制確保	○大規模火災(林野火災)時に迅速な災害対応が図れるよう庁内の配備・運用体制を確保する	○大規模火災(林野火災)時の庁内配備体制を整備	○迅速な対応が図れるよう関係部局と連携体制を確保	○迅速な対応が図れるよう関係部局と連携体制を確保
1-2	④	危機管理室	市民の防災意識の向上	1－1②再掲			
1-2	⑤	危機管理室	市民防災組織の育成	1－1③再掲			
1-2	⑥	福祉指導課 障がい福祉課 長寿介護課 子育て総合支援センター	社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	1－1⑦再掲			
1-2	⑦	保育幼稚園指導課	民間保育所等整備等補助事業	1－1⑧再掲			
1-2	⑧	都市づくり推進課	防火地域等の指定促進	○都市の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の指定を行う。	○指定建ぺい率60%以上の区域について、防火・準防火地域の指定実施 約2,676ha（市街化区域の約8割）	○地域地区の見直し、追加にあわせて防火・準防火地域の指定実施	○地域地区の見直し等の予定がないため、防火地域等についても予定なし
1-2	⑨	住宅課	市営住宅の耐震化	1－1⑭再掲			
1-2	⑩	住宅課	空家等対策計画	1－1⑮再掲			
1-2	⑪	歴史にぎわい推進課	高槻城公園整備事業	○広域避難地である高槻城公園の整備を行い、延焼遮断空間となる防火樹林帯や避難空間となる広場の整備など、広域避難地としての防災機能の強化を図る。	○北エリア（1期）の設計完了	○北エリアの工事着手及び開園	○北エリア（1期）の工事着手
1-2	⑫	学校安全課	学校における安全教育の充実	1－1⑱再掲			
1-2	⑬	消防総務課	市町村消防の広域化	1－1⑲再掲			
1-2	⑭	警防課	消防用水の確保対策	○火災による被害を軽減するため、河川、ため池、農業用水路などの自然水利や学校のプールなどを積極的に活用するほか、大規模自然災害発生時に使用可能な消防用水を確保する。	○全ての公設防火水槽の点検	○大規模地震の発生にも耐えうる消防用水の確保	○大規模地震の発生を見据えた防火水槽の強化計画を作成
1-2	⑮	警防課	消防団の活動強化	1－1⑳再掲			
1-2	⑯	救急課	救急救命士の養成・能力向上	1－1㉑再掲			
1-3	①	危機管理室	長期湛水の早期解消に向けた対策	○河川氾濫に伴う浸水では、市域南部を中心に長期湛水の可能性があることから、関係機関と連携しポンプ車等による排水を行い、長期湛水の早期解消を図る。	○排水ポンプ車を防災訓練に活用 ○河川氾濫に伴う長期湛水について三島地域広域避難検討WGにて検討	○関係機関と協議し、河川氾濫に伴う長期湛水への対応手順等について検討	○河川氾濫に伴う長期湛水について三島地域広域避難検討WGにて検討
1-3	②	危機管理室	風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達	○水害、土砂災害に関する的確な避難情報の判断及び住民への情報伝達ができるよう、最新の知見や制度の見直しに合わせ、遅滞なく避難情報の判断・伝達マニュアルの修正を行い、的確に避難情報の判断・伝達を行う。	○淀川広域避難を含めた避難情報判断・伝達マニュアルに改定 ○広報誌や、出前講座にて災害リスクや避難情報の内容及び取得方法の周知を実施	○避難情報の判断・伝達マニュアルを随時修正 ○住民の理解を深めるため継続して避難情報等の周知を行う	○避難情報の判断・伝達マニュアルの修正 ○広報誌や、出前講座にて災害リスクや避難情報の内容及び取得方法の周知を実施
1-3	③	危機管理室 福祉指導課 健康医療政策課 長寿介護課 保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課 保育幼稚園指導課 子育て支援センター	要配慮者利用施設の避難体制の確保	○水防法、土砂災害防止法に基づき浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に避難確保計画の策定や訓練の実施を促進する。 ○高齢者福祉施設等の社会福祉施設は、非常災害対策に関する具体的計画を策定し、定期的な避難訓練の実施を市の条例で義務付けていることから、計画の作成及び訓練の実施状況について、実地指導等において確認を行う。	○浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内 ・対象施設数 532件 ・計画作成済施設数 517件 ○地域防災計画（令和6年2月修正）記載 ・対象施設数 512件 ・計画作成済施設数 512件	○新規立地施設への計画作成の促進 ○訓練実施の促進 ○新規立地施設の地域防災計画への記載	○新規立地施設への計画作成の促進 ○訓練実施の促進
1-3	④	危機管理室 下水河川企画課	治水対策	○気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進する。	○水害・土砂災害ハザードマップを活用した出前講座を10回開催（受講者250人） ○水害・土砂災害ハザードマップを活用した教職員研修を実施 ○芥川等の特定都市河川指定に向けた検討 ○安威川ダム供用開始に伴う水害・土砂災害ハザードマップの部分更新	○出前講座等による水防災知識の普及啓発 ○流域全体で行う総合的かつ多層的な水害対策「流域治水プロジェクト」の推進 ○特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域治水対策の推進 ○水害・土砂災害ハザードマップ改訂	○水害・土砂災害ハザードマップを活用した出前講座を開催 ○水害・土砂災害ハザードマップを活用した教職員研修を実施 ○特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定 ○水害・土砂災害ハザードマップ改訂

リスクシナリオ	事業番号	担当室・課	事業名称	取組内容	現状（令和6年度末時点）	目標（R7～R12年度）	R7年度 実施予定内容
1-3	⑤	危機管理室 運輸課	淀川広域避難体制の整備	○淀川広域避難タイムラインの運用が図れるよう大規模水害・土砂災害の発生に備え、防災関係機関や庁内各対策部と連携するとともに、市民の避難体制を確保する。	○淀川広域避難タイムラインの策定 ○市民向けリーフレットの作成、全戸配布 ○洪水時緊急安全確保施設(小中学校)の指定 ○訓練の実施	○淀川広域避難についての市民周知 ○淀川広域避難における避難体制の確保 ○洪水時緊急安全確保施設(民間)の指定 ○淀川広域避難に係る訓練等の実施	○淀川広域避難についての市民周知 ○淀川広域避難における避難体制の確保 ○洪水時緊急安全確保施設(民間)の指定 ○淀川広域避難に係る図上訓練を実施
1-3	⑥	危機管理室	市民の防災意識の向上	1－1②再掲			
1-3	⑦	危機管理室	市民防災組織の育成	1－1③再掲			
1-3	⑧	地域共生社会 推進室	「避難行動要支援者」支援の充実 推進	1－1⑥再掲			
1-3	⑨	福祉指導課 障がい福祉課 長寿介護課 子育て総合支 援センター	社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	1－1⑦再掲			
1-3	⑩	保育幼稚園指 導課	民間保育所等整備等補助事業	1－1⑧再掲			
1-3	⑪	都市づくり推進課	居住の誘導	○安全・安心な居住環境を確保するため、災害リスクを踏まえて、立地適正化計画の居住誘導区域のあり方を検討する。	○災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び計画降雨時に3m以上の浸水が想定される区域は居住誘導区域から除外	○居住誘導を図るため、居住誘導区域の更なる周知	○居住誘導を図るため、居住誘導区域の更なる周知
1-3	⑫	下水河川企画課	豪雨時の冠水対策	○近年頻発する集中豪雨に対して、雨水貯留施設等のハード整備と自助・共助の取組を支援するソフト対策を組み合わせ、総合的な雨水対策を行うことで浸水被害の軽減を図る。	○雨水整備率 52.2% ○校庭を活用した雨水流出抑制施設の整備 9校 ○出前講座 10件（受講者250人）	○雨水整備率 53.6% ○校庭を活用した雨水流出抑制施設 4校 ○高機中処理分区の増補幹線整備 事進捗率25% ○出前講座等による水防災知識の普及啓発	○雨水整備率 52.3% 雨水管整備（柳川排水分区、真上排水区） ○増補幹線の基本設計、測量および土質調査 ○ハザードマップを活用した出前講座を開催
1-3	⑬	下水河川企画課	下水道施設老朽化対策事業	○道路陥没などのリスクが高まる布設後30年を経過する管路施設のほか、耐用年数を迎えているポンプ場施設の老朽化対策として、予防保全型の維持管理を推進し、機能不全に陥る前に改築更新を実施する。	○管路施設の点検調査について、優先順位を付けて実施し、改築が必要な管渠の抽出を行った上で改築工事を実施 ○ポンプ場施設について、優先順位を定め機械及び電気設備の更新を実施	○管路施設点検 約20,000か所 ○マンホールポンプ更新 12か所 ※以下については、点検結果により数値は増減する。 ○管きょ詳細調査 約80km ○管きょ改築 約10 k m ○マンホール蓋更新 約2,000か所 ○ポンプ場施設の設備更新 ○雨水取口等の設備更新	○管路施設点検 約2,500か所 ○マンホールポンプ更新 2か所 ※以下については、点検結果により数値は増減する。 ○管きょ詳細調査 約10km ○管きょ改築 約1.0 k m ○マンホール蓋更新 約400か所 ○雨水取口等の設備更新
1-3	⑭	下水河川企画課	水防対策（地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策）	○洪水等による水害の警戒や、防御及び被害の軽減を行う水防活動に必要な体制・資機材を整備する。	○水防資材の点検 ○水防団員募集のポスター掲示	○水防団員の定数確保 ○訓練実施による水防活動力の向上	○水防資材の点検 ○水防団員募集のポスター掲示
1-3	⑮	下水河川企画課	ため池の防災・減災対策	○近年頻発する集中豪雨や大規模地震などの自然災害に対応するため、大阪府及びため池管理者と連携し、ため池の耐震対策、ハザードマップの利活用など、防災・減災対策を総合的に推進する。	○防災重点農業用ため池の点検の実施 ○ため池管理者研修の開催	○防災重点農業用ため池の点検の実施 ○ため池管理者研修の開催	○防災重点農業用ため池の点検の実施 ○ため池管理者研修の開催
1-3	⑯	下水河川事業課	排水機場老朽化対策事業	○近年頻発する集中豪雨に対して、排水機場の効率的な運転と適正な維持管理を行いながら老朽化対策を進め、農地の浸水防除を図る。	○排水機場について、優先順位を定め、機械及び電気設備の更新を実施	○排水機場の電気設備等の更新工事を実施 ○排水機場の機械設備等の更新工事を実施	○玉子排水機場の改築更新基本設計業務委託 ○第二前島排水機場において、大阪府が事業主体となり、機械設備の更新工事を実施 ○今戸排水機場において、大阪府が事業主体となり、電気・機械設備の更新工事を実施
1-3	⑰	下水河川事業課	雨量水位テレメータ管理事業	○雨量水位等に関する情報を迅速に収集し、降雨等による災害の未然防止、被害の軽減に努め、市民生活を守る。	○降雨災害に対する体制を早期に確保するため、市内の雨量・水位情報を防災監視室で確認 ○市内の下水道施設の運転状況を把握するための情報を、防災監視室で確認	○市内の状況を詳細に把握するため、システムの更新に合わせて、雨量・水位局を見直し ○老朽化による設備の更新を実施	○監視装置のIP化、テレメータ装置の更新事業を実施（5年目／6ヶ年）
1-3	⑱	学校安全課	学校における安全教育の充実	1－1⑱再掲			
1-4	①	危機管理室	市民の防災意識の向上	1－1②再掲			
1-4	②	危機管理室	市民防災組織の育成	1－1③再掲			
1-4	③	危機管理室	風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達	1－3②再掲			
1-4	④	危機管理室 福祉指導課 健康医療政策課 長寿介護課 保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課 保育幼稚園指導課 子育て支援センター	要配慮者利用施設の避難体制の確保	1－3③再掲			

リスクシナリオ	事業番号	担当室・課	事業名称	取組内容	現状（令和6年度末時点）	目標（R7～R12年度）	R7年度 実施予定内容
1-4	⑤	福祉指導課 障がい福祉課 長寿介護課 子育て総合支援センター	社会福祉施設等における耐災害性の強化促進	1－1⑦再掲			
1-4	⑥	保育幼稚園指導課	民間保育所等整備等補助事業	1－1⑧再掲			
1-4	⑦	都市づくり推進課	居住の誘導	1－3⑩再掲			
1-4	⑧	下水河川企画課	土砂災害対策	○土砂災害から人命を守るため、ハザードマップの活用や移転補助など「逃げる」「凌ぐ」施策（ソフト対策）を実施する。（住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等） ○「防ぐ」施策である施設整備（ハード対策）について、実施主体である大阪府と連携し推進する。	○水害・土砂災害ハザードマップを活用した出前講座を10回開催（受講者250人） ○水害・土砂災害ハザードマップを活用した教職員研修を実施 ○土砂災害危険箇所パトロールの実施 ○急傾斜地崩壊対策工事受益者負担金の負担 ○水害・土砂災害ハザードマップ部分更新	○水害・土砂災害ハザードマップの活用や防災知識の普及啓発 ○住宅移転・補強補助制度の認知度向上を図り、活用を促進 ○水害・土砂災害ハザードマップ改訂	○水害・土砂災害ハザードマップを活用した出前講座を開催 ○水害・土砂災害ハザードマップを活用した教職員研修を実施 ○土砂災害危険箇所パトロールの実施 ○急傾斜地崩壊対策工事受益者負担金の負担 ○水害・土砂災害ハザードマップ更新
1-4	⑨	農林緑政課	森林保全事業	○平成30年台風第21号による森林内の風倒木被害の早期復旧を図るため、大阪府森林組合が実施する「森林環境保全整備事業」を支援する。 ○林道における橋梁の長寿命化を図るため、個別施設計画に基づく点検診断、補修及び更新等を実施する。 ○国土の保全・水源の涵養等、森林の有する多面的な機能を維持・発揮させるため、市民協働による森林の保全管理等の取組を支援する。	○風倒木発災直後から各種国庫事業を活用した復旧に着手し、約226haを復旧（R6末） ○令和4年度から間伐等の森林保全事業を再開 ○市民協働による森林の保全管理活動等の取組を支援 ○林道橋の点検を実施し、損傷個所の修繕を随時実施	○風倒木被災地復旧215ha（R3末）⇒415ha（R13末） ○災害に強い森林の保全管理を推進 ○林道橋の長寿命化個別施設計画に基づき、点検、診断、修繕を実施	○風倒木被災地復旧226ha（R6末）⇒227ha（R7末） ○間伐等の森林保全整備 65.4ha ○市民協働による森林の保全管理活動等の取組を支援 ○林道橋の損傷個所の修繕を実施
1-4	⑩	学校安全課	学校における安全教育の充実	1－1⑬再掲			
2-1	①	危機管理室	（仮称）危機管理センターの整備・運用	○平常時（自助・共助力の向上）と災害時（災害対応の円滑化）の機能を併せ持ち、本市の総合防災拠点としての役割を担う（仮称）危機管理センターについて、整備・運用を図る	○庁内検討会議で機能検討 ○災害時の運用体制を検討 ○準備工事の実施	○（仮称）危機管理センターの供用開始 ○運用体制の確保・訓練の実施 ○防災啓発の推進	○整備工事の実施、供用開始 ○運用体制、運用マニュアルの整備 ○図上訓練の実施 ○防災啓発利用の検討
2-1	②	危機管理室	防災拠点の整備と広域避難地等の確保	1－2①再掲			
2-1	③	危機管理室 道路課	緊急交通路等の確保	1－2②再掲			
2-1	④	都市づくり推進課	鉄道高架化の検討	○「開かずの踏切」等の緊急対策踏切を除却するため鉄道高架化について検討するとともに、鉄道高架化に合わせた周辺まちづくりや都市計画道路の整備について検討する。	○大阪府へ事業化の検討を要望 ○大阪府や鉄道事業者等と鉄道高架化勉強会の開催	○大阪府や鉄道事業者等と鉄道高架化の検討について熟度を高める	○大阪府へ事業化の検討を要望 ○大阪府や鉄道事業者等と鉄道高架化勉強会の開催
2-1	⑤	道路課	道路施設長寿命化事業	○国が策定したインフラ長寿命化基本計画を踏まえた個別施設計画（道路施設全般に関する）を策定し、メンテナンスサイクルの構築、維持管理に要するライフサイクルコストの最適化に取り組む。	○橋梁（約760橋）だけではなく、様々な道路施設（道路標識、法面、擁壁、街路樹、反射鏡、歩道橋、大型ボックスカルバート）の点検を実施し、適切な維持管理を実施 【令和3年度】 ○橋梁点検（267橋）を実施 ○女瀬川1号橋、墓西橋の詳細設計を実施 ○橋梁点検結果に基づく修繕を実施 【令和4年度】 ○橋梁点検（498橋）を実施 ○橋梁点検結果に基づく修繕を実施 【令和5年度】 ○路面性状調査（約71km） ○大型ボックスカルバート点検（JR西口アンダー・萩之庄JRアンダー） ○女瀬川1号橋の長寿命化修繕工事を実施 ○橋梁点検結果に基づく修繕を実施 【令和6年度】 ○舗装個別施設計画に基づき、舗装修繕設計（6路線）を実施 ○墓西橋の長寿命化修繕工事を実施 ○道路標識・横断歩道橋・門構の点検を実施 ○橋梁点検結果に基づく修繕を実施	【令和7年度】 ○右欄記載のとおり 【令和8年度】 ○橋梁点検3巡目（267橋）を実施予定 ○橋梁点検結果に基づく修繕を実施予定 ○舗装個別施設計画に基づき、舗装修繕工事（1路線）を実施予定 ○大型ボックスカルバート（JR西口アンダー）の修繕工事を実施予定 【令和9年度】 ○橋梁点検3巡目（498橋）を実施予定 ○橋梁点検結果に基づく修繕を実施予定 ○舗装個別施設計画に基づき、舗装修繕設計（3路線）を実施予定 【令和10年度】 ○路面性状調査を実施予定 ○大型ボックスカルバート点検2巡目を実施予定（JR西口アンダー・萩之庄JRアンダー） ○橋梁点検結果に基づく修繕を実施予定 【令和11年度】 ○路面性状調査結果に基づき、舗装修繕設計を実施予定 ○道路標識・横断歩道橋・門構の点検を実施予定 ○橋梁点検結果に基づく修繕を実施予定	○舗装個別施設計画に基づき、舗装修繕工事（4路線）・舗装修繕設計（2路線）を実施予定 ○土工構造物点検（擁壁・法面）を実施予定 ○道路附属物点検（道路反射鏡）を実施予定 ○大型ボックスカルバート（JR西口アンダー）の修繕設計を実施予定 ○橋梁点検結果に基づく修繕を実施予定

リスクシナリオ	事業番号	担当室・課	事業名称	取組内容	現状（令和6年度末時点）	目標（R7～R12年度）	R7年度 実施予定内容
2-1	⑥	道路課	道路橋梁耐震化事業	○本市が管理する約750橋の橋梁のうち、緊急交通路や接続避難路など、通行確保が必要となる路線における10橋を抽出し、耐震性能の有無を照査した。そのうち8橋については、落橋対策や橋脚の補強が必要なため、それに該当する橋梁について計画的に耐震補強を実施する。	○令和2年度に、3橋（山手橋、成合2号橋、五位庄橋）の補修と耐震補強を実施 ○令和3年度に、3橋（春日橋、女瀬川8号橋、弥生橋）の補修と耐震補強を実施 ○残る2橋（演習橋（車道部）、演習橋（歩道部））について、周辺道路整備状況を勘案し、整備時期などを検討	○残る2橋（演習橋（車道部）、演習橋（歩道部））について、周辺道路整備状況を勘案し、整備時期などを検討	○残る2橋（演習橋（車道部）、演習橋（歩道部））について、周辺道路整備状況を勘案し、整備時期などを検討。
2-1	⑦	道路課	道路の新設、改良、拡幅	○必要な道路の新設、既設道路の改良（拡幅・歩道設置等）、交差点の改良、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保するとともに、全ての人や自転車、車が安全で円滑に利用できる道路の整備を推進する。	通学路等の安全対策を実施および自転車通行空間の整備 【令和5年度】 ○通学路等の安全対策実施 ○自転車通行空間整備（6路線）に向けた大阪府警本部協議実施 【令和6年度】 ○自転車通行空間整備（3路線）を実施 ○萩之庄梶原線（延長0.9km、幅員9m）の整備実施	【令和7年度】 ○右欄記載のとおり 【令和8年度】 ○通学路等の安全対策を実施予定 ○自転車通行空間整備（1路線）を予定 【令和9年度～】 ○通学路等の安全対策を実施予定 ○自転車通行空間の中期整備予定路線（R9～R13）について協議及び整備を実施予定 ○萩之庄梶原線の整備完了（令和9年度末予定） ○高西南交差点改良の整備実施	○通学路等の安全対策を実施予定 ○自転車通行空間整備（2路線）を予定 ○萩之庄梶原線の整備に向けた関係機関協議を実施 ○萩之庄梶原線の用地買収を実施
2-1	⑧	道路課	迅速な道路啓開の実施	○自然災害発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、災害時における応急対策業務等に関する協定を関係機関等と締結し、道路啓開体制等の充実を図る。	○市全域大防災訓練にて、道路啓開訓練を実施 ○倒木撤去訓練の実施	○市全域大防災訓練にて、道路啓開訓練を実施 ○倒木撤去訓練を実施	○倒木撤去訓練の実施
2-1	⑨	下水河川企画課	水防対策（地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策）				
2-1	⑩	農林緑政課	農道整備事業	○災害時の避難路、輸送路としての活用を踏まえ、整備が必要な基幹的な農道を早期に整備するとともに既存農道の適切な維持管理を実施する。 ・現道の状況や営農状況等について地元実行組合等と確認のうえ、各種協議調整を図り、公共性、緊急性を考慮し、計画的に順次整備	○農道延長 16.7km	○迅速かつ計画的な農道整備を実施	○迅速かつ計画的な農道整備を実施
2-1	⑪	消防総務課	消防庁舎の非常用発電設備整備	○災害発生時に備え、浸水対策や停電発生時でも72時間以上の必要電力を確保できるよう、災害時の活動拠点である消防署所の非常用発電設備の改修工事等を実施する。	○非常用発電設備の浸水対策と72時間以上の電力確保 9署所（2本署4分署3出張所）中8署所	○9署所中9署所（100%） ※1か所改修	○改修方法や計画等について、検討を実施
2-1	⑫	消防総務課	市町村消防の広域化				
2-1	⑬	警防課	緊急消防援助隊受入れ体制の強化	○救出救助活動体制を強化するため、大阪府及び府内代表消防機関である大阪市消防局と密接な連携を図り、円滑な受入体制を確保する。	○受援訓練（図上）の実施	○消防本部受援計画の更新 ○受援訓練（図上・実働）訓練の実施	○消防本部受援計画の精査 ○受援訓練（図上または実働）訓練の実施
2-1	⑭	警防課	救出救助活動体制の充実強化	○大規模自然災害時に効果的な救出救助活動を行うため、救出救助活動に必要な資機材を更新整備するとともに、迅速的確な活動が行えるよう部隊の強化を図る。	○救助隊(4隊)の各種訓練実施	○救出救助活動に必要な資機材を更新・整備 ○部隊の強化	○救助隊(4隊)の各種訓練実施
2-1	⑮	警防課	消防車両等(緊急消防援助隊設備)の更新	○大規模自然災害時等において、効果的な消防活動を行うため、消防車両及び資機材を計画的に更新する。	○緊急消防援助隊登録隊数 消火小隊4隊 救急小隊3隊 救助小隊1隊 特殊装備小隊1隊 後方支援小隊1隊 都道府県大隊指揮隊1隊 合計11隊	○緊急消防援助隊登録車両等の更新 消防ポンプ自動車1台・水槽付消防ポンプ自動車3台 高規格救急自動車4台 救助工作車1台・高度救助用資機材1式 はしご付消防自動車1台 支援車1台 指揮車1台	○消防ポンプ自動車1台及び高規格救急自動車1台を更新予定
2-1	⑯	警防課	消防団の活動強化				
2-1	⑰	救急課	救急救命士の養成・能力向上				
2-2	①	危機管理室	防災拠点の整備と広域避難地等の確保				
2-2	②	危機管理室 道路課	緊急交通路等の確保				
2-2	③	危機管理室	（仮称）危機管理センターの整備・運用				
2-2	④	健康医療政策課	災害用医薬品等確保供給体制整備	○大規模自然災害発生時に救護所等で必要とされる医薬品が安定的に供給されるよう、高槻市薬剤師会と連携し、災害用医薬品等の確保供給体制を整備する。	○災害時の医療救護に関する協定締結（高槻市薬剤師会）	○備蓄医薬品等の品目、数量の点検と確保	○災害時の医療救護に関する協定に基づき、災害用医薬品等確保供給に係る体制を整備
2-2	⑤	健康医療政策課	災害時の医療救護活動	○高槻市地域防災計画に基づき、高槻市医師会、高槻市歯科医師会、高槻市薬剤師会等の協力を得て、災害時の医療救護活動を確保できる体制を整備する。	○災害時の医療救護に関する協定締結（高槻市医師会、高槻市歯科医師会、高槻市薬剤師会）	○医療関係者との訓練等の実施及び検証の実施	○医療関係者と災害医療救護訓練を実施
2-2	⑥	都市づくり推進課	鉄道高架化の検討				

リスクシナリオ	事業番号	担当室・課	事業名称	取組内容	現状（令和6年度末時点）	目標（R7～R12年度）	R7年度 実施予定内容
2-2	⑦	道路課	無電柱化事業	○電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を推進する。	○野見八幡線 整備完了（令和6年度末） ○大手八幡線、高槻駅前線について無電柱化に向けた地下埋設物の支障施設移設工事を実施中 ○（都）富田芝生線については、通信・電力業者による、無電柱化工事（入線・抜柱工事等）の実施	○大手八幡線 整備完了（令和9年度末予定） ○高槻駅前線 整備完了（令和9年度末予定） ○大手八幡線・野見八幡線、高槻駅前線については、通信・電力業者による、無電柱化工事（入線・抜柱工事等）の実施	○大手八幡線、高槻駅前線については、無電柱化に向け電線共同溝を整備
2-2	⑧	道路課	道路施設長寿命化事業	2－1⑤再掲			
2-2	⑨	道路課	道路橋梁耐震化事業	2－1⑥再掲			
2-2	⑩	道路課	道路の新設、改良、拡幅	2－1⑦再掲			
2-2	⑪	道路課	迅速な道路啓開の実施	2－1⑧再掲			
2-2	⑫	農林緑政課	農道整備事業	2－1⑩再掲			
2-2	⑬	救急課	救急救命士の養成・能力向上	1－1⑫再掲			
2-3	①	危機管理室	避難所の確保と運営体制の確立	○新たな公共施設等整備時において、避難所としての環境整備を検討する。 ○市が作成した避難者（住民）主体の避難所運営マニュアル作成モデルを必要に応じて更新するなど、コミュニティ市民会議と協力し、各地区の避難所運営体制の確立を促進する。	○各地区の避難所運営マニュアルの作成を促進 ○市民防災協議会を発足	○新たな公共施設等整備時において、避難所としての環境整備を検討 ○避難所運営マニュアルの作成促進 ○避難所運営マニュアル作成モデルを更新	○新たな公共施設等整備時において、避難所としての環境整備を検討 ○避難所運営マニュアルの作成促進 ○避難所運営マニュアル作成モデルを更新
2-3	②	危機管理室 みらい創生室	避難所外避難者等への支援	○在宅避難者や、車中泊避難者に対する支援や、支援情報の提供に関する検討を行う。	○防災基本計画（令和6年5月）に記載	○国、府の方針を踏まえ在宅避難者や車中泊避難者に対する支援及び支援情報の提供に関する検討を行う。	○大阪府避難者情報システム検討ワーキングで、避難所以外の自宅や車中泊等での避難受付について検討
2-3	③	危機管理室 みらい創生室	避難所開設時における方面隊との効率的な情報伝達体制の確保	○方面隊の持続的な運営体制を確保する。 ○市民対応や各対策部(G)との連絡調整をより迅速に行えるよう、訓練等により習熟度を高める。	○災害情報共有システム（避難者情報）や、物資調達・輸送調整等支援システムの運用開始 ○市民避難訓練等の機会を通して、各種システム操作の習熟度を高めることで、避難所開設や各対策部との連絡調整等の迅速化を推進	○方面隊開設・運営に係るマニュアル等を継続的に見直し ○研修会、訓練の実施 ○方面隊との情報共有・伝達手法等のさらなる迅速化・効率化を推進 ○方面隊の選定について検討	○方面隊、第2方面隊に対する研修会の開催 ○市民避難訓練における避難所開設・運営訓練の実施 ○方面隊の選定について検討
2-3	④	危機管理室 保健衛生課	家庭動物及び愛護動物の救援	○大規模災害時に、飼い主が分からない負傷動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、大阪府、政令・中核市及び獣医師会等の関係機関との広域連携体制の構築を図る。 ○家庭動物と同行避難した避難者について、適切に受け入れるとともに、避難所における家庭動物の受入状況の把握や、獣医師会等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。	○大阪府、政令・中核市及び獣医師会等の関係機関が共同して大阪府災害時等動物救護本部を設置 ○防災基本計画（令和6年5月）に明記	○大阪府等の関係機関との連携体制を維持 ○動物の飼養者に対して適正飼養等の啓発実施 ○国、府の方針を踏まえ家庭動物の受入状況の必要な支援を検討	○大阪府等の関係機関との連携体制を維持 ○動物の飼養者に対して適正飼養等の啓発実施 ○国、府の方針を踏まえ家庭動物の受入状況の必要な支援を検討
2-3	⑤	危機管理室、運輸課	淀川広域避難体制の整備	1－3⑤再掲			
2-3	⑥	危機管理室	（仮称）危機管理センターの整備・運用	2－1①再掲			
2-3	⑦	斎園課	ご遺体の適切処理	○「市民生活対策部実施要領」、「遺体安置・火葬運営マニュアル」及び「大阪府広域火葬計画」に基づき、災害により多数の犠牲者が発生した場合に、遺体の安置、処置、火葬等を円滑かつ適正に行う。 ○また、火葬体制の強化、火葬儀礼の簡素化を行い、火葬炉の稼働率を高める。	○「災害時における葬祭用品の供給並びに遺体の安置・搬送等の協力に関する協定」締結（大阪葬祭事業協同組合）※組合の窓口となる市内の民間事業者に協力要請可能 ○高槻市立葬祭センターの火葬炉は12基（緊急時の火葬） 当初～3日目 22体/日 その後 18体/日 ※火葬炉の稼働率を高め、疫病・感染症等の大規模発生を防ぐ。 ○「遺体安置・火葬運営マニュアル」の作成 ※遺体安置所の設置・運営等について対応方針を定めている。	○災害により多数の犠牲者が発生した場合に備え、円滑かつ適正な実施に向けより詳細な業務を検討 ○「遺体安置・火葬運営マニュアル」をもとに、関係課と調整・共有	○関係課と遺体安置所運営関連について協議 ○関係課と遺体安置所の設置予定施設について調整
2-3	⑧	清掃業務課	し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	○災害時において、仮設トイレの避難所等への配置や、仮設トイレからのし尿収集等が円滑に行えるよう体制の整備を図る。	○円滑な対応が出来るよう関係部署と協議を実施	○円滑な対応ができるよう訓練等を通じて体制を整備	○災害用トイレの設置訓練を実施
2-3	⑨	地域共生社会推進室	指定福祉避難所の確保	○災害発生時に、高齢者・障がい者等の指定一般避難所での生活が特に困難な要援護者を対象とした指定福祉避難所を円滑に開設・運営することができるよう、体制の整備を図る。	○福祉避難所の開設及び運営に関する協定を民間社会福祉施設と締結・指定（※意見交換等を随時実施） ○福祉避難所の開設・運営の手引きを適宜改訂するなど、協定締結施設との連携・協力を推進	○指定福祉避難所を円滑に開設・運営することができるよう体制を整備	○指定福祉避難所を円滑に開設・運営することができるよう体制の整備を推進
2-3	⑩	健康医療政策課	被災者の巡回健康・栄養等相談	○巡回相談や健康教育を通じて、被災者の心身の健康管理、栄養・食生活指導、感染症予防等生活環境を整備する。 ○診察や別途相談等を要する場合は、適切な支援を受けることができる体制を整備する。	○保健師、管理栄養士等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育などを実施する体制を整備	○各種訓練等の実施を通して体制を整備	○被災者の健康管理等を行うため、避難所巡回等を記載したマニュアル等の見直しを実施
2-3	⑪	保健衛生課	被災地域の食品衛生監視活動	○被災地域における食中毒の未然防止を図るため、食品関係施設への食品等取扱の衛生指導、消費者への広報を行う。 ○衛生講習会を実施し、被災時における食品衛生に関する意識の向上を図る。	○施設の衛生管理等の監視指導を実施 ○市民や食品関係事業者を対象に衛生講習会を実施 ○食品衛生に関する知識の普及啓発 ○食中毒の発生件数0件	○施設の衛生管理等の監視指導を実施 ○市民や食品関係事業者を対象に衛生講習会を実施 ○食品衛生に関する知識の普及啓発	○施設の衛生管理等の監視指導を実施 ○市民や食品関係事業者を対象に衛生講習会を実施 ○食品衛生に関する知識の普及啓発

リスクシナリオ	事業番号	担当室・課	事業名称	取組内容	現状（令和6年度末時点）	目標(R7～R12年度)	R7年度 実施予定内容
2-3	⑫	保健衛生課	健康危機発生時における検査業務の協力体制の強化	○地震発生後に感染症又は食中毒等の健康危機事象が発生し、本市のみでは検査業務の実施が困難な場合に、大阪健康安全基盤研究所に協力を得ることにより、迅速かつ円滑な検査業務を行い、被害のまん延を防止する。	○大阪府、本市及び大阪健康安全基盤研究所の３者による検査業務の協力協定書を締結 ○感染症及び食中毒の原因究明にかかる検査数151件	○連携体制の維持 ○検査機器の整備 ○経験を有する職員の確保及び育成	○連携体制の維持 ○検査機器の整備 ○経験を有する職員の確保及び育成
2-3	⑬	保健予防課	被災者の心のケア対策	○大規模災害時に、「ところと体の健康相談窓口」を設置し、被災者全般の窓口相談に応じるとともに、専用電話開設等による電話相談を強化する。	○保健所の相談窓口について、ホームページや広報誌等で周知	○保健所の相談窓口について、ホームページや広報誌等で周知	○保健所の相談窓口について、ホームページや広報誌等で周知
2-3	⑭	都市づくり推進課 審査指導課	避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化の推進	○高槻市バリアフリー基本構想を踏まえ、避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化を推進する。	○各施設管理者にバリアフリー化の状況調査を依頼	○調査結果を踏まえて今後の方向性を決定するとともに、必要に応じて各施設管理者に対してバリアフリー化を促進	○調査結果を踏まえて今後の方向性を決定
2-3	⑮	住宅課	大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度	○大規模災害時に、住家が居住不能となった被災者が住居を早期に確保できるよう、大阪府が、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げ、被災者に提供する「大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度」について、同制度実施要綱に基づき、被災者への情報提供や申込みの仲介受付等を行えるよう府及び関係事業者との綿密な連携体制を構築する。	○大阪府及び関係事業者と連携体制を確認	○府及び関係事業者との綿密な連携体制の構築	○大阪府及び関係事業者との打ち合わせを実施
2-3	⑯	住宅課	大阪版みなし仮設住宅制度	○大規模災害時に、市が公的賃貸住宅を借り上げ、災害により住宅が半壊以上の被害を受けた世帯に対し、みなし仮設住宅として１年間無償で提供する大阪版みなし仮設住宅制度に関し、適用条件等制度の整備を行う。	○大阪府及び関係事業者と連携体制を確認	○災害発生時に、同制度の実施有無を検討し、適用条件等を整備	○大阪府及び関係事業者との打ち合わせを実施
2-3	⑰	住宅課 建築課	被災住宅の応急修理	○大規模災害時に、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理を実施する。 ○大阪府と引き続き連携するとともに、市民に対する制度の周知を行う。	○大阪府と連携体制を確認及び情報共有を実施	○大阪府と情報共有及び綿密な連携体制の構築を図り、市民に対する制度の周知	○大阪府との打ち合わせを実施 ○市民に対する制度の周知
2-3	⑱	住宅課 建築課	住宅関連情報の提供	○大規模災害時に、応急仮設住宅、公的賃貸住宅、住宅補修及び住宅関連資金融資等、住宅が被災したことに関連する情報を提供する。	○情報共有を実施	○各種関係機関及び庁内での情報共有・連携を強化	○情報共有を実施
2-3	⑲	下水河川企画課	下水道施設地震対策事業	○災害が発生した場合にも被害が最小限となるよう下水道施設の耐震化を推進する。特に拠点病院等の重要施設で水を確保するため、上下水道一体で重要施設の耐震化を推進する。 ○災害時における避難者の衛生環境を確保するため、災害用トイレ対策基本方針に基づき、指定一般避難所である小中学校等にマンホールトイレを整備する。	○下水道総合地震計画では、約1,280kmの下水道管きょのうち、約179kmを耐震化が必要な「重要な幹線等」に定義 ○重要な幹線等の耐震化率　40.7％ ○指定避難所のマンホールトイレ整備の累計　39か所	○重要な幹線等の耐震化率 45％ ○指定一般避難所におけるマンホールトイレ整備の設置 58か所 ○雨水ポンプ場の耐震性能（L2'）確保	○重要な幹線等の耐震化率 41.9％ ○指定避難所のマンホールトイレ整備の設置　6か所 ○雨水ポンプ場の耐震診断（L2'）
2-3	⑳	学校安全課 保育幼稚園総務課	学校園施設的环境整備	○災害時に地域住民の避難所となる小中学校及び幼稚園施設について、良好な避難生活を確保するため個別施設計画等に基づき必要な施設整備に取り組む。	○個別施設計画等に基づく事業を実施 ・トイレ、空調、法適合、エレベーター、インフラ、省エネ化、外壁・内部・屋根、等の学校園施設の改修及び整備 ・体育館の空調設置 ・ＬＥＤ照明化 ・運動場改修	○良好な避難生活を確保するため、個別施設計画等に基づき必要な機能を小中学校及び幼稚園に整備（トイレの洋式化、空調整備、法適合、バリアフリー化（エレベーター）、インフラ整備、非常用電源整備、省エネ化、外壁・内部・屋根改修、運動場改修 等）	○個別施設計画等に基づく事業を実施 ・トイレ、空調、法適合、エレベーター、インフラ、非常用電源、省エネ化、外壁・内部・屋根、等の学校園施設の改修及び整備 ・体育館の空調設置 ・ＬＥＤ照明化 ・太陽光発電及び蓄電池の設置 ・運動場改修
2-4	㉑	危機管理室 観光シティセールス課	食料や燃料等の備蓄及び集配体制の構築	○大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づき、計画的な備蓄を進める。 ○物資における受援体制を整備するとともに、避難所までの物資配送マニュアルを策定し、災害時における避難所でのニーズ把握、救援物資の調達・配送などを円滑に行う。	○市民避難訓練に合わせて、物資支援対策部として、物資保管場所の現地確認及び物資支援システムの入力作業等の訓練を実施 ○高槻市地域防災計画の修正を受け、物資支援対策部実施要領を改定	○市民避難訓練等に合わせて、物資支援対策部として、物資保管場所の現地確認及び物資支援システムの入力作業等の訓練を実施 ○必要に応じて物資支援対策部実施要領を見直し	○市民避難訓練に合わせて、物資支援対策部として、物資保管場所の現地確認及び物資支援システムの入力作業等の訓練を実施 ○必要に応じて物資支援対策部実施要領を見直し
2-4	㉒	危機管理室	防災拠点の整備と広域避難地等の確保	1－2 ㉑再掲			
2-4	㉓	危機管理室 道路課	緊急交通路等の確保	1－2 ㉒再掲			
2-4	㉔	危機管理室 警防課	大規模火災(林野火災)時の体制確保	1－2 ㉓再掲			
2-4	㉕	危機管理室	（仮称）危機管理センターの整備・運用	2－1 ㉑再掲			
2-4	㉖	危機管理室	避難所の確保と運営体制の確立	2－3 ㉑再掲			
2-4	㉗	危機管理室 みらい創生室	避難所開設時における方面隊との効率的な情報伝達体制の確保	2－3 ㉓再掲			
2-4	㉘	都市づくり推進課	鉄道高架化の検討	2－1 ㉔再掲			
2-4	㉙	道路課	道路施設長寿命化事業	2－1 ㉕再掲			
2-4	㉚	道路課	道路橋梁耐震化事業	2－1 ㉖再掲			

リスクシナリオ	事業番号	担当室・課	事業名称	取組内容	現状（令和6年度末時点）	目標（R7～R12年度）	R7年度 実施予定内容
2-4	⑪	道路課	道路の新設、改良、拡幅	2－1⑦再掲			
2-4	⑫	道路課	迅速な道路啓開の実施	2－1⑧再掲			
2-4	⑬	道路課	無電柱化事業	2－2⑦再掲			
2-4	⑭	農林緑政課	農道整備事業	2－1⑩再掲			
2-4	⑮	水道部総務企画課	災害応急体制整備事業	○大規模災害時にその応急対応と早期復旧を図れるよう体制を構築するとともに、上水道として、災害訓練等を通じ速やかに災害における途絶した施設の応急措置を進め、応急給水等により水の提供を行う。	○自主防災組織等の地域住民との防災訓練に参画し、避難所での応急給水訓練を実施	○市民避難訓練や日本水道協会等との訓練を通じて、災害時の円滑な情報伝達体制の構築 ○飲料水の応急給水を円滑に行うなど、災害時の対応をより迅速に遂行できるよう、給水拠点への巡視等の水道部独自訓練を実施	○市民避難訓練や日本水道協会等との訓練を通じて、災害時の円滑な情報伝達体制の構築 ○飲料水の応急給水を円滑に行うなど、災害時の対応をより迅速に遂行できるよう、給水拠点への巡視等の水道部独自訓練を実施
2-4	⑯	水道部総務企画課	地域との連携による応急給水事業	○配水池等に設置した応急給水栓について、より実効性のある運用が図れるよう、地区コミュニティ等と締結した覚書に基づき、住民自らの手により応急給水を行える協働体制を推進する。	○覚書に基づき地域住民と応急給水活動にかかる協働体制の確保	○覚書に基づき地域住民と応急給水活動にかかる協働体制の継続	○覚書に基づき地域住民と応急給水活動にかかる協働体制の継続
2-4	⑰	管路整備課	基幹管路の耐震化	○高槻市水道事業基本計画及び第9次水道施設等整備事業計画及び管路耐震化計画に基づき、導水管・送水管・配水本管である基幹管路の耐震化事業を計画的に進める。	○基幹管路の耐震適合率 57.7%	○関連計画に基づき、基幹管路の耐震化事業を計画的に推進（毎年度） 【令和12年度末の目標値70%】	○基幹管路の耐震化事業
2-4	⑱	管路整備課 危機管理室	拠点病院及び救護所等に至る重要給水施設管路の耐震化	○高槻市水道事業基本計画及び第9次水道施設等整備事業計画及び管路耐震化計画に基づき、本市地域防災計画に位置づけられた拠点病院及び救護所等の施設に至る重要給水施設管路の耐震化事業を上下水道一体で計画的に進める。 ○管路の耐震化に時間を要する小中学校（避難所）において、断水時の飲用水を確保するため貯水機能付給水管を整備する。	○拠点病院及び救護所等に至る重要給水施設管路の耐震適合率 86.4%	○関連計画に基づき、特に優先度の高い拠点病院及び救護所等に至る重要給水施設管路の耐震化事業を計画的に推進（毎年度） 【令和12年度末の目標値100%】 ○水道部庁舎敷地内に貯水機能付給水管を設置 ○小中学校（避難所）への貯水機能付給水管の整備計画を検討、整備	○拠点病院及び救護所等に至る重要給水施設管路の耐震化事業 ○水道部庁舎敷地内に貯水機能付給水管を設置 ○小中学校（避難所）への貯水機能付給水管の整備計画を検討
2-4	⑲	管路整備課	管路の更新基準年数の適正化と計画的更新	○高槻市水道事業基本計画及び第9次水道施設等整備事業計画及び管路更新計画に基づき、法定耐用年数で更新するのではなく、過去の漏水履歴や埋設環境調査データを活用して独自の更新基準年数を設定することで、必要となる費用を低減し、計画的に更新を行う。	○铸铁管路の更新率 1%	○関連計画に基づき、铸铁管については、市更新基準年数を超過する対象管路の更新事業を計画的に推進（毎年度） （令和2年度末64.4kmの市更新基準年数を超過する対象管路の更新完了と铸铁管の更新率1%を維持する。）	○市更新基準年数を超過する管路の計画的更新事業
2-4	⑳	浄水管理センター	水道施設の計画的更新	○高槻市水道事業基本計画及び第9次水道施設等整備事業計画に基づき、自然災害等による被災を最小限にとどめ、迅速な復旧が可能となるよう、老朽化した水道施設の更新を計画的に進める。	○水道施設の老朽化 ○機械、電気、計装等の水道設備の老朽化	○関連計画に基づき、老朽化した水道施設の更新事業を計画的に推進	○大冠浄水場配水4・5号ポンプ更新工事（R6-7年継続） ○奈佐原受水池改修工事（R6-7年継続） ○樫田浄水場除濁設備等築造工事（R6-7年継続）
2-4	㉑	浄水管理センター	大冠浄水場浄水処理工程更新事業	○高槻市水道事業基本計画及び第9次水道施設等整備事業計画に基づき、継続的に自己水を供給するため、浄水処理を継続しながら更新の検討を進める。 ○浄水処理工程の更新に影響があるPFASの動向について注視しつつ必要に応じて関連計画を見直す。	○法定耐用年数超過浄水施設率97.4% ○浄水処理工程の更新に影響があるPFASの基準の見直し等について国が検討	○浄水処理工程の更新に影響があるPFASの動向について注視するとともに、必要に応じて関連計画の見直し	○浄水処理工程の更新に影響があるPFASの動向について注視するとともに、必要に応じて関連計画の見直し
2-5	①	危機管理室	帰宅困難者対策	○大阪府や鉄道事業者と連携し、地震発生後に、市内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧されるJR高槻駅等の駅周辺の混乱防止策や一斉帰宅の抑制により事業所にとどまった従業員を安全に帰宅させるための支援に関する対応を行う。 ○更なる帰宅困難者受入れ施設の確保に努める。	○大規模災害等発生時における帰宅困難者対応に関する覚書の締結（JR西日本） ○帰宅困難者受入れ施設として、民間事業者と協定締結 ○帰宅困難者対応訓練の実施	○帰宅困難者受入れ施設の確保 ○鉄道事業者や受入れ施設と連携し、災害時における帰宅困難者対応訓練を実施	○鉄道事業者や受入れ施設との連携体制を確保
2-5	②	都市づくり推進課	鉄道施設の防災対策	○地震発生時に人的被害を軽減するとともに、地震発生後に防災拠点へのアクセスを確保し、救命救急活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、国、府と連携し、広域緊急交通路と交差する鉄道施設の耐震化を促進する。	○鉄道事業者が行う阪急京都線の橋梁施設の耐震化を支援	○国・府の指針等に基づき、適切に促進	○国・府の指針等に基づき、適切に促進
2-6	①	危機管理室 道路課	緊急交通路等の確保	1－2②再掲			
2-6	②	危機管理室	風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達	1－3②再掲			
2-6	③	危機管理室 下水河川企画課	治水対策	1－3④再掲			
2-6	④	危機管理室、運輸課	淀川広域避難体制の整備	1－3⑤再掲			
2-6	⑤	道路課	道路施設長寿命化事業	2－1⑤再掲			
2-6	⑥	道路課	道路橋梁耐震化事業	2－1⑥再掲			

リスクシナリオ	事業番号	担当室・課	事業名称	取組内容	現状（令和6年度末時点）	目標(R7～R12年度)	R7年度 実施予定内容
2-6	⑦	道路課	道路の新設、改良、拡幅	2－1⑦再掲			
2-6	⑧	道路課	迅速な道路啓開の実施	2－1⑧再掲			
2-6	⑨	農林緑政課	農道整備事業	2－1⑩再掲			
2-6	⑩	警防課	北部山間地域（樫田地域）への対応について	○大規模自然災害発生時または災害発生が予測される段階において、孤立の可能性がある当該地域に対して早期に巡回を実施し、発生する救急救助事案等に迅速に対応する。	○災害発生前の巡回及び、孤立した時を想定した事前準備を実施	○大規模自然災害発生時または災害発生が予測される際、遅滞なく巡回を実施し、必要により部隊を進駐	○災害発生前の巡回及び孤立した時を想定した事前準備を実施
2-7	①	危機管理室	（仮称）危機管理センターの整備・運用	2－1①再掲			
2-7	②	健康医療政策課	災害時の医療救護活動	2－2⑤再掲			
2-7	③	保健衛生課	健康危機発生時における検査業務の協力体制の強化	2－3⑫再掲			
2-7	④	保健予防課	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施	○災害発生時に感染症の予防及び拡大防止を図るため、予防知識の普及啓発や感染症発生状況の動向調査を行い、必要なときは、迅速かつ確な防疫活動及び保健活動を行う。 ○施設、医療機関等を対象にした講習会を開催。 ○感染症発生時には、感染症の特徴に合わせた疫学調査の実施や医療機関連携を行う。 ○感染症予防計画に基づき、感染症対策訓練を年1回以上実施する。	○感染症の予防啓発を実施 ○患者搬送訓練について、関係機関や庁内関係職員を対象に実施	○感染症の予防啓発を実施 ○感染症対策訓練を年1回以上実施	○感染症の予防啓発を実施 ○感染症対策訓練を年1回以上実施
3-1	①	危機管理室	高槻市災害応急対策実施要領の改定と運用	○災害の発生や、そのおそれがある場合に住民の生命、身体及び財産を保護し、市域を保全するため、最新の知見や制度、体制の見直しに合わせ、高槻市災害応急対策実施要領を改定し運用を図る。	○高槻市災害応急対策実施要領の改定を随時実施	○最新の知見や制度、体制の見直しに合わせ、高槻市災害応急対策実施要領を改定	○最新の知見や制度、体制の見直しに合わせ、高槻市災害応急対策実施要領を改定
3-1	②	危機管理室	業務継続計画及び受援計画の運用	○地震災害時において実施すべき非常時優先業務を選定し、災害直後から業務を円滑かつ適切に実施することを目的とした業務継続計画の運用を図るとともに、迅速な応援要請と円滑な受援体制を構築するための受援計画を策定し運用する。	○業務継続計画及び受援計画を修正(令和7年1月) ○業務継続計画及び受援計画に基づく図上訓練を実施	○業務継続計画の修正及び受援計画を運用し、円滑な災害対応を実施 ○業務継続計画及び受援計画に基づく研修や図上訓練を実施 ○職員安否（参集状況）確認システムを運用	○修正した業務継続計画及び受援計画の職員への周知や、対策部マニュアルを必要に応じて修正 ○業務継続計画及び受援計画に基づく図上訓練を実施 ○職員安否（参集状況）確認システムを運用
3-1	③	危機管理室	防災協定等の整備	○府外も含めた市町村間等との相互応援体制の強化に努めるとともに、迅速かつ効果的な災害応急対策等が実施できるよう、民間事業者と防災協定の締結についても推進する。	○災害時に必要な応急対策を実施できるよう行政機関や民間事業者と防災協定を締結	○必要な防災協定等の締結	○協定の締結を調整(燃料の確保等)
3-1	④	危機管理室	災害時の情報収集・共有	○災害時における各種情報を迅速に収集し、関係者間で共有することで、災害対策本部の円滑な運営を図るとともに、避難所生活者や地域住民に、迅速かつ正確に情報を発信できるようシステムの整備を進める。 ○市民への情報伝達手段の拡充に取り組む。	○避難所における方面隊の通信環境を整備 ○災害発生時における職員の参集状況や、被害情報、避難所との情報収集・共有等が図れるよう災害情報共有システムを運用 ○防災ポータルサイト「高槻防災」を運用	○災害情報共有システムの適切な運用 ○市民へのさらなる情報伝達手段の拡充検討	○災害情報共有システムの適切な運用 ○新たな情報伝達手段の調査・研究
3-1	⑤	危機管理室、人事企画室、子ども未来部	災害時における職員の子どもの保育体制の確保	○大規模災害時に職員が安心して災害対応業務に専念できるよう、職員の子どもの保育体制について検討する。	○大規模災害時における職員の子どもの保育体制の整備に向け、使用可能施設やマニュアル等を検討	○大規模災害時における職員の子どもの保育体制を確保	○大規模災害時における職員の子どもの保育体制についての方針策定 ○具体的な運用について検討を推進
3-1	⑥	危機管理室、人事企画室	職員の防災意識の向上	○「職員の防災に関する育成方針」に基づき職員の防災意識の向上を図る。	○「職員の防災に関する育成方針」を策定 ○防災意識向上研修を実施 ○災害派遣登録名簿の作成 ○災害派遣（能登半島地震）を実施	○防災意識向上研修を実施 ○災害派遣登録名簿の運用 ○本部事務局等への若手職員の配備	○防災意識向上研修を実施 ○災害派遣登録名簿の運用 ○本部事務局等への若手職員の配備検討
3-1	⑦	危機管理室各部局	災害対策本部のマニュアル等の充実及び職員の災害対応能力の強化	○災害発生時に迅速かつ的確な災害対応が行えるよう、災害対策本部各対策部のマニュアルや受援計画等の充実を図るとともに、図上訓練や防災訓練、研修等を通じて、災害対応能力の向上を図る。	○全ての対策部においてマニュアル及び連絡網を作成 ○図上訓練や防災訓練、防災研修等の実施	○各対策部のマニュアルの充実や、防災訓練等を踏まえた見直し	○各対策部のマニュアルの充実や、防災訓練等を踏まえた見直し
3-1	⑧	危機管理室 文化財課 エネルギーセンター 農林緑政課 斎園課	市有建築物の耐震化	1－1①再掲			
3-1	⑨	危機管理室	（仮称）危機管理センターの整備・運用	2－1①再掲			
3-1	⑩	会計課	発災後の緊急時における財務処理体制	○災害発生後、停電等により財務会計システム等が停止した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理が行える体制を確保する。	○「災害時支出業務マニュアル」を策定	○災害発生後の財務処理について、円滑に対応出来るよう体制を整備	○「災害時支出業務マニュアル」を基に業務手順の確認や、必要があればマニュアルを改定 ○指定金融機関の緊急連絡先の把握
3-1	⑪	学校安全課	学校施設の安全対策	1－1⑰再掲			

リスクシナリオ	事業番号	担当室・課	事業名称	取組内容	現状（令和6年度末時点）	目標（R7～R12年度）	R7年度 実施予定内容
4-1	①	産業振興課、 危機管理室	事業継続力強化支援計画の策定	○小規模事業者の防災・減災対策の取組を促進するため、高槻商工会議所と共同で事業継続力強化支援計画を策定する（高槻商工会議所と高槻市の連名）。	○事業継続力強化支援計画を更新 ○事業継続力強化支援計画に基づいた取組を実施	○事業継続力強化支援計画に基づいた取組を実施	○事業継続力強化支援計画に基づいた取組を実施
4-1	②	道路課	道路施設長寿命化事業	2－1⑤再掲			
4-1	③	道路課	道路橋梁耐震化事業	2－1⑥再掲			
4-1	④	道路課	道路の新設、改良、拡幅	2－1⑦再掲			
4-1	⑤	道路課	迅速な道路啓開の実施	2－1⑧再掲			
4-2	①	環境政策課	事業所からの化学物質の流出防止の推進	○大規模災害発生に伴う化学物質の周辺環境への飛散・拡散を防止するため、一定規模以上の事業者に対し、事故の未然防止対策及び事故発生時の対策を促す。	○管理計画の実施状況の確認を行うとともに更なる改善に向けた働きかけの実施 ○他事業所の事例紹介等により環境リスク低減対策の検討、実施の働きかけ	○大規模災害時の管理計画の実施状況の確認 ○他事業所の事例紹介等により環境リスク低減対策の検討、実施の働きかけ	○管理計画の実施状況の確認を行うとともに更なる改善に向けた働きかけの実施 ○他事業所の事例紹介等により環境リスク低減対策の検討、実施の働きかけ
4-2	②	資源循環推進課	産業廃棄物指導事業	○「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく処分期間内に、市域の事業者が保有しているＰＣＢ使用製品及びＰＣＢ廃棄物について、確実かつ適正な処理を実施する。	○ＰＣＢ廃棄物等の届出を行っている事業者等に、処分期間内で完了するよう指導実施 ○適正保管及び早期処理に係る周知・啓発	○低濃度ＰＣＢ廃棄物100％処分完了（令和8年度末）	○事業者が保有しているＰＣＢ使用製品及びＰＣＢ廃棄物について、確実かつ適正な処理を実施
4-2	③	健康医療政策課	毒物劇物営業者における防災体制	○大規模自然災害発生時に、毒物劇物貯蔵設備の倒壊等により周辺環境への流出漏洩を防止するため、毒物劇物販売業者に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物貯蔵設備等の検査を行う等、法令順守の徹底を図る。	○毒物劇物販売業者に立入検査を実施し、毒物劇物貯蔵設備等を確認（毒物劇物販売業者61施設のうち、32施設に立入検査を実施）	○毒物劇物販売業者の50％以上を目標に立入検査を継続	○毒物劇物販売業者に立入検査を実施し、毒物劇物貯蔵設備等を確認
4-3	①	産業振興課、 危機管理室	事業継続力強化支援計画の策定	4－1①再掲			
4-3	②	道路課	道路施設長寿命化事業	2－1⑤再掲			
4-3	③	道路課	道路橋梁耐震化事業	2－1⑥再掲			
4-3	④	道路課	道路の新設、改良、拡幅	2－1⑦再掲			
4-3	⑤	道路課	迅速な道路啓開の実施	2－1⑧再掲			
4-4	①	危機管理室 下水河川企画課	治水対策	1－3④再掲			
4-4	②	農林緑政課	農業基盤の保全事業	○国土の保全、水源の涵養等、農地の有する多面的な機能を維持・発揮させるため、農地や畦畔等の農業基盤の整備、並びに鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数調整等、総合的な対策を講じ、農地の保全を図る。	○農道や畦畔等の整備並びに農道や水路等の共同維持管理活動に対して支援 ○鳥獣の侵入防止柵の設置や捕獲活動に対して支援	○地元実行組合等と連携し、災害に強い農業基盤整備の計画的な推進 ○地元実行組合等と連携し、鳥獣の侵入防止柵の設置や捕獲活動を推進	○地元実行組合等と連携し、災害に強い農業基盤整備の計画的な推進 ○地元実行組合等と連携し、鳥獣の侵入防止柵の設置や捕獲活動を推進
4-4	③	農林緑政課	被災農地等の早期復旧支援	○農業経営や食料等の安定供給への影響を回避するため、被災した農地や農道等の農業用施設を迅速に復旧できるよう、支援施策の充実や復旧に向けた体制の再点検を行う。	○被災した農地や農道等の農業用施設を迅速に復旧できるよう支援策の充実や復旧に向けた体制の再点検を実施	○被災した農地や農道等の農業用施設を迅速に復旧できるよう支援策の充実や復旧に向けた体制の再点検を実施	○被災した農地や農道等の農業用施設を迅速に復旧できるよう支援策の充実や復旧に向けた体制の再点検を実施
4-4	④	農林緑政課	森林保全事業	1－4⑨再掲			
4-4	⑤	農林緑政課	農道整備事業	2－1⑩再掲			
5-1	①	危機管理室	防災行政無線の運用・整備	○市内82か所に設置している防災行政無線の屋外拡声子局から災害時の緊急情報等を発信する。 ○聞き逃し対策として、放送内容の問合せができる電話応答サービスのほか、市ホームページやおおさか防災ネット、防災Xなど複数の手段を用いて情報提供を行うとともに、市民自らが情報を取得できるよう啓発する。 ○防災行政無線の適切な運用や代替手段を検討する。	○防災行政無線屋外拡声子局82か所、おおさか防災ネット、防災X、防災行政無線個別受信機、Ｌアラートによる情報発信（放送事業者、インターネット事業者等）、電話応答サービス（25回線）による災害時の緊急情報の周知 ○防災情報マグネットシートによる情報取得方法の周知	○防災行政無線以外の複数の手段を用いた災害時の緊急情報等の発信及び住民自らによる情報取得方法の周知 ○防災行政無線の適切な運用や代替手段を検討	○防災行政無線以外の複数の手段を用いた災害時の緊急情報等の発信及び住民自らによる情報取得方法の周知 ○防災行政無線の適切な運用や代替手段を検討
5-1	②	危機管理室	在住外国人や外国人旅行者への防災情報の提供	○大阪府と協力し、地震発生時に、在住外国人や外国人旅行者の安全を確保するため、防災の手引き等の多言語化等の充実を図る。	○市ホームページ、おおさか防災ネット、大阪防災アプリの多言語化機能の追加 ○避難所運営マニュアル作成モデルにおける在住外国人や外国人旅行者への対応についての記載	○在住外国人や外国人旅行者に対する情報提供手法の充実を検討	○在住外国人や外国人旅行者に対する情報提供手法の充実を検討
5-1	③	危機管理室	（仮称）危機管理センターの整備・運用	2－1①再掲			
5-1	④	危機管理室 みらい創生室	避難所開設時における方面隊との効率的な情報伝達体制の確保	2－3③再掲			
5-1	⑤	危機管理室	災害時の情報収集・共有	3－1④再掲			
5-1	⑥	広報室	ホームページ等による情報提供・広報事業	○災害に関する注意喚起、防災に関する取組情報等、各所管所属が実施する施策や周知啓発の取組について、広報たかつき、市ホームページ等の所管媒体を用いて発信する。 ○報道機関等の所管外媒体に対し、本市の災害関係の取組等に係る情報を提供することで、情報発信の充実を図る。 ○災害発生時には、広報誌災害臨時号の発行、市ホームページの災害専用ページの開設等により、災害情報や被災者支援情報の集約と迅速な提供に努める。	○市広報誌において、防災に関する特集記事を掲載 ○市広報番組において、防災に関する番組を放送 ○報道機関等に対し本市の災害関係の取組を情報提供 ○市ホームページをはじめ、LINE・Xを活用した情報提供を実施	○市民に対する適切かつ迅速な情報発信を実施	○市民に対する適切かつ迅速な情報発信を実施

リスクシナリオ	事業番号	担当室・課	事業名称	取組内容	現状（令和6年度末時点）	目標(R7～R12年度)	R7年度 実施予定内容
5-1	⑦	人権・男女共同参画課	在住外国人への生活情報の提供	○多言語で発行の「たかつき生活ガイド」に掲載している、災害時に関する対応などの情報について、災害発生時に外国人市民が戸惑うことなく行動できるよう充実を図る。	○外国人市民及び支援者等に「たかつき生活ガイド」を配布	○「たかつき生活ガイド」の改訂及び配布	○外国人市民及び支援者等に「たかつき生活ガイド」を配布
5-1	⑧	指令調査室	消防緊急情報システム(高機能消防指令センター)の更新	○緊急通報受信体制の強化、相互応援体制の迅速化、大規模災害時の充実強化を図るため、島本町と協議会方式による消防指令センターの共同整備、運用することが決定し、令和7年度の運用開始を目指す。	○消防指令センターの共同整備 ○消防指令センター整備に伴う消防救急デジタル無線の改修	○令和7年度に消防指令センター共同運用開始	○消防指令センターの共同整備・共同運用 ○消防指令センター整備に伴う消防救急デジタル無線の改修 ○消防指令センター整備に伴う空調設備の改修
5-2	①	危機管理室	ライフライン事業者等との連携確保等	○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、ライフラインに関わる事業者と連携に努める。	○高槻市地域防災計画に、ライフライン事業者の役割を規定するとともに、防災拠点を指定 ○災害時の緊急連絡先の共有 ○防災訓練等での参加要請	○顔の見える関係や訓練などを継続し、災害に備えライフライン事業者等との連携を確保	○防災訓練等を通じて関係機関との連携を構築
5-2	②	危機管理室	防災拠点の整備と広域避難地等の確保	1－2 ①再掲			
5-2	③	危機管理室	長期湛水の早期解消に向けた対策	1－3 ①再掲			
5-2	④	危機管理室 下水河川企画課	治水対策	1－3 ④再掲			
5-2	⑤	道路課	無電柱化事業	2－2 ⑦再掲			
5-2	⑥	下水河川企画課	土砂災害対策	1－4 ⑧再掲			
5-3	①	下水河川企画課	下水道ＢＣＰの運用	○下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであるため、災害時にもその機能の維持または早期回復を図る下水道ＢＣＰを策定し運用する。	○下水道ＢＣＰ（地震編・水害編）策定	○下水道ＢＣＰ(地震編・水害編)の運用	○下水道ＢＣＰ(地震編・水害編)の運用
5-3	②	下水河川企画課	下水道施設老朽化対策事業	1－3 ⑬再掲			
5-3	③	下水河川企画課	下水道施設地震対策事業	2－3 ⑬再掲			
5-3	④	管路整備課	基幹管路の耐震化	2－4 ⑰再掲			
5-3	⑤	管路整備課	拠点病院及び救護所等に至る重要給水施設管路の耐震化	2－4 ⑱再掲			
5-3	⑥	管路整備課	管路の更新基準年数の適正化と計画的更新	2－4 ⑲再掲			
5-3	⑦	浄水管理センター	大冠浄水場浄水処理事業	○大冠浄水場の水源である地下水は、水量・水質とも良好であり、大阪広域水道企業団の用水供給が停止したときにも、市域の3割をまかなうことができるため、適切な施設の維持・管理を行う。	○高槻市水道事業基本計画に基づき、年間約1,200万㎡の自己水処理を実施	○災害時における施設の重要性も踏まえ、大冠浄水場の適切な施設の維持・管理を実施	○施設の適切な維持・管理を実施
5-3	⑧	浄水管理センター	水道施設の計画的更新	2－4 ⑳再掲			
5-3	⑨	浄水管理センター	大冠浄水場浄水処理工程更新事業	2－4 ㉑再掲			
5-4	①	アセットマネジメント推進室	市有建築物のブロック塀撤去の促進（学校施設除く）	1－1 ⑤再掲			
5-4	②	都市づくり推進課	鉄道施設の防災対策	2－5 ②再掲			
5-4	③	審査指導課	民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進	1－1 ⑨再掲			
5-4	④	審査指導課	沿道建築物耐震化事業	1－1 ⑬再掲			
5-4	⑤	道路課	高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備	○広域的な都市機能の一層の充実や産業の振興など、まちの活性化につなげるため、令和9年度に全線が完成予定（高槻～神戸間は平成29年度の完成）の新名神高速道路の整備を促進する。 ○道路の渋滞を解消し、市内の交通ネットワークの利便性を高めるため、市内の道路ネットワークの骨格を形成する環状幹線道路や都市間道路などについて、整備促進を要望するとともに、国・大阪府と連携して取り組む。	○新名神高速道路の八幡京田辺～高槻間の整備促進（開通目標：R5年度⇒R9年度に見直し） ○国道171号南芥川町交差点の改良に向けて、用地交渉を国から受託して実施 ○「(都)十三高槻線」「高槻東道路(延伸部)」「(都)牧野高槻線」「(府)萩谷西五百住線」について、府市間で土地取得等に関する協定書の締結及び整備促進	○新名神高速道路の整備促進に向け、NEXCOと協議 ○国道171号の主要交差点における交差点改良及び無電柱化の整備促進に向けて、国と協議 ○市域の幹線道路である府道について、府市間で土地取得等に関する協定書に基づき、用地買収を実施	○新名神高速道路の整備促進に向け、NEXCOと協議 ○国道171号南芥川町交差点改良について、国から用地取得交渉を受託して実施 ○高槻東道路(延伸部)の着工に向け、府市で協議 ○(府)萩谷西五百住線の事業着手に向け、府市で協議
5-4	⑥	道路課	道路施設長寿命化事業	2－1 ⑤再掲			
5-4	⑦	道路課	道路橋梁耐震化事業	2－1 ⑥再掲			
5-4	⑧	道路課	道路の新設、改良、拡幅	2－1 ⑦再掲			
5-4	⑨	道路課	迅速な道路啓開の実施	2－1 ⑧再掲			
5-4	⑩	道路課	無電柱化事業	2－2 ⑦再掲			
5-4	⑪	農林緑政課	森林保全事業	1－4 ⑨再掲			
5-4	⑫	農林緑政課	農道整備事業	2－1 ⑩再掲			
5-4	⑬	管路整備課	拠点病院及び救護所等に至る重要給水施設管路の耐震化	2－4 ⑱再掲			
6-1	①	都市づくり推進課	震災後の復興都市づくりにおける人材育成	○大阪府等が実施する研究会等を通じて、更なる習熟を図る。	○研修会等参加者数：1名	○研修会等への参加	○復興事前準備の取組に関する情報収集

リスクシナリオ	事業番号	担当室・課	事業名称	取組内容	現状（令和6年度末時点）	目標（R7～R12年度）	R7年度 実施予定内容
6-2	①	危機管理室	被災者支援体制の整備	○大規模災害時に、被災者に対し迅速な支援ができるよう被災者支援体制の充実を図る。	○被災者支援業務に係る勉強会・研修への参加 ○クラウド型被災者支援システム（J-LIS）の動向調査 ○平常時から被災者支援情報をホームページに掲載	○被災者支援業務に係る勉強会・研修への参加 ○運用マニュアルの作成や訓練等を実施 ○総合的な被災者支援システムの調査検討	○総合的な被災者支援システムの調査検討
6-2	②	危機管理室	市民防災組織の育成	1－1③再掲			
6-2	③	危機管理室	（仮称）危機管理センターの整備・運用	2－1①再掲			
6-2	④	資産税課、税制課、収納課、市民税課、DX戦略室	罹災証明書の発行	○自然災害発生時に速やかに罹災証明書を発行するための体制整備、市民への周知や関係機関との連携を図る。	・家屋被害認定調査員の育成 ・罹災証明書発行業務のシステムの運用 ・罹災証明書の交付に必要な業務の人的・物的な実施体制の整備	・家屋被害認定調査員の育成・研修 ・他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結 ・罹災証明書発行業務に関するシステムの適正な運用 ・罹災証明書の交付に必要な業務の人的・物的な実施体制の整備	・家屋被害認定調査員の育成・研修（web上での家屋被害認定業務研修プログラムに参加）
6-2	⑤	地域共生社会推進室	災害ボランティア対策	○災害発生時に必要に応じて、災害ボランティアセンターを設置し、円滑にボランティアの受入れ及び派遣を行えるよう体制整備を図る。	○災害ボランティアセンター設置等に関する協定を高槻市社会福祉協議会と締結 ○災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーションを随時実施するなど、体制を整備	○災害ボランティアセンターの円滑な開設・運営に向けた体制整備	○災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーションの随時実施
6-3	①	エネルギーセンター	災害廃棄物の適正処理	○市災害廃棄物処理計画に基づいて、地震等により発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期に住民の生活基盤を復旧・復興させるとともに、生活環境の改善を図れるよう関係機関と連携する。	○災害廃棄物等の処理に係る相互支援協定締結 平成23年：枚方市 平成27年：北摂地域（高槻市、豊中市、池田市、吹田市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、能勢町、豊能町、豊中市伊丹市クリーンランド、猪名川上流広域ごみ処理施設組合）	○地震等により発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう関係機関との連携体制の確保	○関係機関との連携体制の確保
6-3	②	エネルギーセンター	生活ごみの適正処理	○災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時から事業者等と連携して施設を適切に維持管理するとともに、広域的な相互支援体制の充実を図る。 ○定期検査修理工事により設備・機器の性能を維持するとともに、老朽化に伴う異常箇所や劣化箇所を適切に修繕する。	○災害廃棄物等の処理に係る相互支援協定締結 平成23年：枚方市 平成27年：北摂地域（高槻市、豊中市、池田市、吹田市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、能勢町、豊能町、豊中市伊丹市クリーンランド、猪名川上流広域ごみ処理施設組合） ○運転計画達成率 100％ （運転稼働日数／運転可能日数）	○災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時から施設の適切な維持管理を実施	○施設の維持管理を適切に実施
6-4	①	危機管理室	防災拠点の整備と広域避難地等の確保	1－2①再掲			
6-4	②	住宅課	大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度	2－3⑮再掲			
6-4	③	住宅課	大阪版みなし仮設住宅制度	2－3⑯再掲			
6-4	④	住宅課 建築課	被災住宅の応急修理	2－3⑰再掲			
6-4	⑤	住宅課 建築課	住宅関連情報の提供	2－3⑱再掲			
6-4	⑥	管理課	都市再生地籍調査	○都市部における官民境界（主に道路と個人地）を確認し、座標で管理することで、大規模災害時の迅速な道路復旧等に寄与する。	○平成26年から毎年一定の範囲で調査を実施（進捗率16％）	○毎年一定の範囲で調査を実施	○大蔵司地区の一部で調査を実施
6-4	⑦	農林緑政課	山林地籍調査事業	○円滑な森林施業により森林保全に資するとともに、大規模災害の発生時に権利関係を踏まえた迅速な復旧を可能にするため、大阪府森林組合が国土調査法に基づき行う山林地籍調査を支援する。	○山林地籍調査進捗面積 26.1km2（R6末）	○迅速かつ計画的な山林地籍調査を実施	○山林地籍調査進捗面積 26.5km2
6-5	①	危機管理室	避難所の確保と運営体制の確立	2－3①再掲			
6-5	②	危機管理室	被災者支援体制の整備	6－2①再掲			
6-5	③	文化財課	文化財所有者・管理者の防災意識の啓発	○市内に所在する指定文化財等の建造物について、文化財所有者及び管理者へ消火設備等の設置や耐震診断を働きかける。 ○災害発生時に人的被害を軽減するため、施設内での速やかな災害情報の伝達や避難誘導、消火などの訓練に取り組むよう促す。 ○防火設備の設置維持管理費用の補助制度の拡大や耐震改修工事費用補助制度の創設などを国や府に働きかける。	○防災訓練実施率60％ ○防災啓発資料の発送	○文化財ハザードマップに基づく啓発活動（100％）	○防災訓練実施 ○防災啓発資料の発送 ○文化財ハザードマップの作成
6-5	④	水道部総務企画課	地域との連携による応急給水事業	2－4⑯再掲			
6-6	①	産業振興課、危機管理室	事業継続力強化支援計画の策定	4－1①再掲			